

(案)

令和7年 月 日

赤穂市長 牟禮正稔様

赤穂市使用料手数料等審議会
会長 吉岡哲

使用料の見直しについて（答申）

令和7年7月28日付け赤総行第54号で諮問のあった標記のことについて、当審議会は厳正かつ公正な見地に立ち慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

なお、留意すべき事項として、附帯意見を申し添える。

記

1 答申

市施設の使用料については、平成21年に一部見直して以降、据え置かれてきたが、昨今の電気料金や燃料費等の高騰により維持管理経費が増嵩している中、市が置かれている厳しい財政状況や、市民相互の負担の公平性確保、利用者負担への配慮という観点等を総合的に考慮すれば、別添の「使用料改定案」に示すとおり見直すことが妥当である。

また、使用料の見直しに当たっては、市民、利用者に与える影響が決して小さくないことから、これら施設が多くの市民等に利用され、利用者満足度が一層向上するよう、より適切かつ効果的な施設の維持管理及び運営に積極的に取り組まれることを切に要望する。

なお、審議の概要は別紙のとおりであるが、審議の過程で意見を付した事項は十分尊重され、市民、利用者の理解が得られるよう丁寧な周知、広報に努められたい。

2 附帯意見

今後は、物価動向など社会経済情勢を的確に捉え、原価や公費負担割合等の実態調査を定期的（3～5年を目安）に実施し、その都度、使用料の見直しについて検討、実施されることを要望する。

審議の概要

当審議会は、令和7年7月28日以降、●回にわたり会議を開催し、市長から諮問のあつた使用料の見直しについて審議を行った。

当該審議に当たっては、市から示された「使用料見直しの考え方」及び「使用料改定素案」に基づき、次に掲げる使用の類型（施設）ごとに検討の上、委員の意見を集約し、次のとおり見直しの方向を取りまとめた。

各施設の使用料見直しに関する当審議会の考え方は、次のとおりである。

1 見直しの考え方

市施設の使用料については、施設やサービスを利用して利益を得る者が、当該施設の維持管理経費の一定割合を受益に応じて負担するべきであり、その見直しは、利用者負担への影響に配慮しつつ、各施設の状況に応じたものとすることが適当である。

(1) 建物施設の物理的使用

ア 文化会館

市民が身近に文化芸術と触れ合う機会の確保や、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定期からの物価上昇分を基に見直すことが適当である。

イ 市民総合体育館

市では、平成24年に「スポーツ都市」を宣言して以降、生涯スポーツを推進しており、スポーツは、体力の向上や生活習慣病の予防など健康の保持増進、介護予防にも資するものである。

については、競技性の高い専用使用料は、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定期からの物価上昇分を基に見直すことが適当であるが、個人使用料については、物価高騰のあおりを受けている中、利用者の足が遠のくことのないよう配慮し、据え置くことが適当である。

ウ 城南緑地運動施設

市民総合体育館と同様に、競技性の高い団体使用料及び設備使用料については、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定期からの物価上昇分を基に見直すことが適当であるが、個人使用料については、市民の健康増進やスポーツに参加しやすい環境の確保等の観点から利用者負担への影響に配慮し、据え置くことが適当である。

エ 海浜スポーツセンター

近隣の類似施設である県立播磨光都サッカー場の使用料金の動向を参考に、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定期からの物価上昇分を加味して見直すことが適当である。

オ 加里屋まちづくり会館

当該施設については、にぎわいの創出を支援するため、地域住民に活動拠点を提供するものであり、現行利用料は、電気料金のみで原価を算定していることから、県下の

(案)

人口規模が同程度の自治体における類似施設と比較しても著しく低廉な料金設定となっている。

については、持続可能で安定的な運営を図るために、類似施設との均衡等を勘案し、原価の算定を維持管理経費全体による方法に改め、見直すことが適当である。

(2) 施設とサービスの一体使用

ア 葬儀施設

市民の火葬の執行に係る使用料については、物価の上昇を踏まえ、近隣市町との均衡を勘案し、見直すことが適当である。

市民の祭壇及び飾付具の使用並びに死体預りに係る使用料については、葬祭サービスの性質を考慮しつつ、近隣市町との均衡を勘案し、据え置くことが適当である。

なお、市民でない者に係る各使用料については、近隣市町における料金設定（市民の2～6倍）の状況に鑑み、市民の3倍程度に設定することが適当である。

イ 産汚物焼却

市民の使用料については、物価の上昇を踏まえ、近隣市町との均衡を勘案し、見直すことが適当である。

なお、市民でない者の使用料については、葬儀施設と同様、市民の3倍程度に設定することが適当である。

ウ 動物焼却

「ペットは家族の一員」という認識が広まり、利用者の多くが個別焼却となる収骨を希望するため、複数の動物の混焼ができず経費等が負担増となっている現状及び県下市町の状況を勘案し、収骨の有無により料金を区別することが適当である。

「収骨なし」の使用料については、近隣市町との均衡を勘案し、据え置くことが適当であり、「収骨あり」の使用料については、なしの場合の5割増し程度に設定することが適当である。

なお、市民でない者の使用料については、葬儀施設及び産汚物焼却と同様、市民の3倍程度に設定することが適当である。

2 改定の実施時期

使用料の改定については、令和7年第4回市議会定例会で議決を得た後、市民、利用者への周知期間等を考慮し、令和8年4月1日から実施することが適当である。

3 その他

東備西播定住自立圏域以外の近隣市町（姫路市、相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町）に住所を有する者が市民総合体育館を使用する場合に、市内居住者としてみなす取扱いを廃止することは、他市町の状況を勘案し、相互主義の観点等から適当であり、同様の取扱いがされているその他の施設についても、併せて見直しを検討されたい。